

【ワクワクワーク認定講師規約】

本規約は、オーガニック料理教室ワクワクワークの講師となった方が本校講師およびマイプロジェクト等で活動する際に遵守すべき事項を定めたものです。以下事項をお読みいただき、これにご同意ください。

第1条（名称）

1. 当社は、「株式会社ごはんのこと」と称し、オーガニック料理教室ワクワクワーク（以下、「ワクワクワーク」といいます）を運営しています。
2. 「認定講師」とは、ワクワクワークの講師養成講座を修了し、認定証を授与された方のことをいいます。

認定講師の名称は次のとおりです。

- | | |
|------------|--------------------|
| 「ワクワクワーク認定 | オーガニック滋養ごはん講師」 |
| 「ワクワクワーク認定 | 卵乳製品なしおやつ講師」 |
| 「ワクワクワーク認定 | 子ども台所力育成講師」 |
| 「ワクワクワーク認定 | 食のお話アドバイザー」 |
| 「ワクワクワーク認定 | 赤ちゃんママ食のお話講師」 |
| 「ワクワクワーク認定 | おにぎりワークショップ講師」 |
| 「ワクワクワーク認定 | 常備菜講師」 |
| 「ワクワクワーク認定 | 少し手をかけて、私の抹茶おやつ講師」 |
| 「ワクワクワーク認定 | 乾物のある暮らし講師」 |
| 「ワクワクワーク認定 | りんごとシナモンのおやつ講師」 |

第2条（認定講師契約と契約期間）

1. ワクワークと認定講師との契約は、認定証交付の際に契約同意書を取り交わし、成立します。契約期間は、契約した年の年末までです。
2. 契約期間は毎年1月1日から12月31日となります。事務局からの電子メールまたは書面等の契約更新案内に従い、更新料11,000円を支払った場合に契約を更新します。ただし、12月に初めて認定を受けた場合に限り、1年目の更新料は8,000円とします。
3. 期日までに更新料の支払いがない場合は、ワクワクワークとの認定講師契約を解除したものとみなし、以降認定講師としての活動はできません。
4. 契約を解除した場合でも申し出により認定講師契約を再契約することができることとします。その際には年の途中に関わらず年間更新料の11,000円をお支払いいただきます。
5. 更新料を支払うことにより、勉強会1回分の参加費が無料（上限8,000円）、または先輩トラベラーとしてトラベラー受講費より8,000円引きでご受講いただけます。

第3条（認定講師活動）

認定講師は下記の特典を受けながら活動ができます。特典は予告なしに随時、改良改定します。

- ①認定講師限定の無料ミーティング、相談会に参加できる。
- ②本校開催の講師やレッスンアシスタントに立候補できる。ただし本校講師育成講座合格者とする。
- ③勉強会・スキルアップレッスンへの参加
- ④通信クラス受講費30%オフ
- ⑤マイプロジェクトを企画できる。

第4条（知的財産の規則と保護）

1. 講師養成講座に含まれる教授内容、本講座において提供される教材、デザイン、画像、図面、レシピなど一切の著作物その他の情報についての権利は、すべてワクワクワークに帰属し、認定講師はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

2. ワクワクワークの書面による事前許可を得ずして、ワクワクワークの著作物の一部または全部を、あらゆるデータ蓄積手段（印刷物、DVD、CD、テープレコーダーおよび電子メディア等）により複製及び転載することを禁じます。
3. 認定講師は、ワクワクワークが明示的に許可した場合を除き、ワクワクワークの著作物および提供する一切の情報について、いかなる方法によっても、第三者に対し、頒布、販売、譲渡、貸与、改変、翻訳、使用許諾その他これに類する行為を行ってはなりません。
4. 本条は、認定講師がワクワクワークとの契約中だけではなく契約解除後にも遵守しなければなりません。万一、著作権の侵害が発覚した場合には、ワクワクワークは損害賠償を請求することができます。

第5条（サービスの停止、休止、閉鎖）

天災、不測の事故、法令の制限・改廃、行政指導、社会情勢、経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合、ワクワクワークは、サービスの停止、休止、または閉鎖をすることができます。この場合、認定講師には、ワクワクワークに対し、いかなる損害賠償請求権もありません。

第6条（本校講師について）

1. 本校講師を希望する場合、アシスタントを経て講師となることができます。アシスタントは希望者を募りますが、すべての方が採用となるわけではありません。また、アシスタントを希望する時点で本校講師育成講座に合格していることを条件とします。
2. 本校の開講する講座や受講生の募集は、ワクワクワークで行います。
3. メイン講師・サブ講師のふたり体制を基本とし、メイン講師5,000円～9,000円、サブ講師3,000円をスタートとして、株式会社ごはんのことより対価を支払います。経験などを踏まえ、順次対価の改定を行います。また、オンラインクラスは別途対価を定める場合があります。

第7条（本校代表講師・クラス代表講師について）

第1項（定義）

1. 本校代表講師およびクラス代表講師は、本校講師として1年以上の経験があり、メイン講師・責任者として、講座の開講から最終回までを統括・運営できる者としてします。
2. クラス代表講師は、特定のクラスをメインで担当し、クラス全体を統括している者としてします。
3. 本校代表講師およびクラス代表講師は、いずれも本部が決定します。

第2項（更新と返上）

1. 本校代表講師およびクラス代表講師は、本部が必要に応じて継続の可否を判断し、更新を行います。
2. 本校代表講師またはクラス代表講師としての業務が6ヶ月以上ない場合は、その肩書を返上するものとします。

第8条（マイプロジェクトについて）

1. 「マイプロジェクト」とはワクワクワークで認定されたクラスを講義などでお伝えしている内容と外れない内容で、自由に企画、運営できるプロジェクトのことです。企画から開催までの必要なアドバイスやサポートをしています。
2. マイプロジェクトを開催したい時はマイプロ企画書を提出し、事務局の承認を得た後に進めることができます。
3. マイプロジェクトの開催に必要な資料は自身で作成いただきますが、講師養成講座でお伝えしたレシピの作り方や分量は変更しないものとします。
4. マイプロジェクトの開催金額は別途定めるものとします。
5. マイプロジェクトはワクワクワークへの対価は不要となります。

6. 開催終了後はオンライン上の所定の箇所に開催実施報告をするものとします。

第9条（事故に対する責任）

認定講師による活動における損害、盗難、その他の事故について、ワクワクワークは一切責任を負いません。認定講師には、上記事故に関し、ワクワクワークに対してなんらの損害賠償請求権もありません。

第10条（認定講師の活動、行為の責任）

1. 認定講師による活動における、行為の責任、内容について、ワクワクワークは一切責任を負いません。
2. 認定を受けたレシピで調理したものを販売することは可能ですが、別途必要な資格や届け出（食品衛生責任者や営業許可証）等について、ワクワクワークではサポートを致しません。また、販売に関してワクワクワークでは一切責任を負いません。販売を行う際には、計画時および販売後3日以内に、電子メールにて事務局へ内容（販売品、個数、価格等）を報告するものとします。

第11条（禁止事項）

1. 単独でまたは第三者との合同において、ワクワクワークの運営に関与すること。
2. ワクワクワークのサービスを本規則および別途定める規則に則らない方法により名義のいかんを問わず第三者に使用させること。

第12条（資格喪失）

1. 認定講師は次の場合、認定講師の資格を失います。
 - ①死亡
 - ②退会、除名
 - ③後見または保佐の審判を受け、または破産手続き開始決定を受けたとき。
 - ④ワクワクワークがすべてのサービスの停止を決定したとき。
2. 認定講師は、資格喪失後ワクワクワークのすべてのサービスを利用することができません。

第13条（資格の停止及び解約等）

認定講師に以下の事項が発生した場合、ワクワクワークは認定講師のサービスの利用権資格はく奪（除名）、停止をすることができます。除名された方や解約希望者は解約予定日までに、Web上、名刺、パンフレットなどから『ワクワクワーク認定講師』としての肩書のすべてを削除しなければなりません。

- ①本規約またはワクワクワークが別途定めた規定に違反した場合
- ②申込み時に申告した内容に虚偽があった場合
- ③料金の支払いが規定よりも遅延した場合
- ④登録された緊急連絡先やメールアドレスへ連絡をしても3日間以上応答がない場合
- ⑤ワクワクワークまたはほかの認定講師の名誉、信用、秩序を著しく毀損した場合
- ⑥ワクワクワークの運営を妨害する行為があった場合
- ⑦公序良俗に反する行為があった場合
- ⑧暴力団等反社会的勢力またはこれらの密接交際者、及び過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求行を行った履歴のある者などに関わる活動、政治活動、宗教活動、ネットワークビジネス等にワクワクワークのサービスを利用した場合。
- ⑨法令及び条例に違反する利用をした場合
- ⑩その他認定講師の行為につき、ワクワクワークが除名を相当と考えるに至った場合。

第14条（個人情報取り扱い）

1. ワクワクワークは、受講希望者、受講生、認定講師およびメールマガジン登録者の個人

情報について守秘義務を負い、原則として個人情報を本人の事前同意なく利用しません。ただし、ワクワクワークに関連するサービスおよび情報を提供する場合に、使用することがあります。

2. ワクワクワークは、以下の場合を除き、個人情報を第三者に対して開示をしません。

①法令等により、開示が求められた場合。

②人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合。

③国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるため、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

3. 認定講師における活動の上で知り得た個人情報について、いかなる第三者にも開示または漏洩してはならないものとします。

第15条（通知および同意の方法）

1. ワクワクワークから認定講師への通知は、ワクワクワークからの電子メールもしくは公式ホームページ上の掲示、またはその他ワクワクワークが適当と認める方法により行われるものとします。

2. 前項の通知が電子メールで行われる場合には、登録情報として登録された電子メールアドレス宛へのワクワクワークからの発信をもって通知が完了したものとみなします。登録情報が正確もしくは最新でなかった場合には、ワクワクワークからの通知が不到達となっても、本項に定める時点で到達したとみなされるものとします。

3. ワクワクワークは、上記いずれかの方法により認定講師からの異議申し立てがない場合、同通知の内容に同意したものとみなします。

第16条（その他）

1. 本規約に定めのない事項については、民法その他法令または商習慣に基づき解決することとします。

2. 本契約に定めのない事項及び解釈に疑義を生じた事項については、協議の上、誠意を以ってこれを解決するものとします。

第17条（運営について）

オーガニック料理教室ワクワクワークは「株式会社ごはんのこと」が運営をしています。当社は、食育の普及を目指し、食育講座の開講、講師養成講座の開講、食育に関わる事業等を行います。運営に必要な業務について、外部に委託することができます。

第18条（事務局）

株式会社ごはんのことは事務局を川崎市幸区中幸町3-31-2 8-05に置くこととします。

第19条（本規約の改定）

株式会社ごはんのことは、必要に応じ、本規約を改定することができます。

以上

2025年10月1日 改定施行

株式会社ごはんのこと 代表取締役 菅野のな